

旅行業廃止による「旅行者営業保証金」又は「弁済業務保証金分担金」の
取戻し手続きについて

大阪府へ旅行業の事業廃止届出書を
提出して下さい。※窓口持参（郵送不可）

旅行業の登録有効期間満了
による登録の抹消

大阪府から郵送にて旅行業の登録抹消通知が届きます。

旅行業協会の会員
でない場合

旅行業協会の会員
の場合

「株かんぼう」のホームページ等を確認し、
営業保証金取戻し公告の掲載依頼を
して下さい。

株かんぼう TEL: 06-6443-2174

貴社が分担金を納付している旅行業協会
で取戻し手続きを行って下さい。

(一社)全国旅行業協会（大阪府支部）
TEL: 06-6641-8008
(一社)日本旅行業協会（弁済担当）
TEL: 03-3592-1265

官報に営業保証金取戻し公告を掲載（注）

官報掲載後2週間以内に
大阪府に「営業保証金取戻し公告の
掲載について（届出）」と
「官報の写し」を提出して下さい。
※郵送または窓口持参

大阪府に対して旅行業務に関する債権の
申立てがない場合

大阪府に「営業保証金取戻しに関する
証明書交付願い」と「官報の写し」、
「供託書の写し」を提出して下さい。
※窓口持参（郵送不可）

後日、証明書を交付しますので、
受領印等を持参の上、大阪府担当課へ
お越し下さい。

証明書を持参の上、供託している供託所
で取戻し手続きをして下さい。
なお、取戻し手続きに必要な書類につ
いては、事前に供託している供託所に確認
して下さい。

（注）掲載内容に誤りがある場合は訂正公告の
掲載が必要となります。また、訂正公告掲載後
6ヶ月経過しなければ取戻しに関する証明書を交付
できないことがあるので注意して下さい。

なお、大阪府において、官報掲載原稿を事前に
チェックしますので、大阪府旅行業担当まで連絡
して下さい。

掲載原稿の記入については、別紙「旅行業廃止
による営業保証金取戻し公告の記入方法につ
いて」を参考にして下さい。

《大阪府旅行業担当》

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎 37階

大阪府府民文化部都市魅力創造局

企画・観光課 観光振興グループ

TEL: 06-6210-9313 FAX: 06-6210-9316

各種様式について

大阪府ホームページからダウンロードできます。

大阪府トップページ上部の検索欄に“旅行業”と
入力し検索→「大阪府ピピッとネット 旅行業登録
関係」をクリック→ページ下部の申請案内のリン
ク「8. 営業保証金の取戻し」を選択。

掲載翌日から6ヶ月経過

参考：旅行業廃止による営業保証金取戻し公告の記入方法について

《官報掲載順序》

- A 変更登録を受けた場合
 - B 登録の抹消があった場合
 - C 旅行業協会の保証社員となった場合
-
- ① 商号
 - ② 旅行業の業務の範囲
 - ③ 登録番号
 - ④ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ⑤ 主たる営業所の名称及び所在地
 - ⑥ 旅行業の登録年月日
 - ⑦ 変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）
 - ⑧ 登録の抹消年月日
 - ⑨ 旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員となった場合）
 - ⑩ 営業保証金の額
 - ⑪ 申請書届出先
 - ⑫ 掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあっては、その代表者の氏名

記入例（法人が旅行業廃止により官報掲載を行う場合）

B

- ① 大阪旅行
- ② 第3種旅行業
- ③ 大阪府知事登録旅行業第3-1111号
- ④ 株式会社大阪 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 代表取締役 大阪太郎
- ⑤ 本社営業所 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16-37F
- ⑥ 平成20年4月1日
- ⑧ 平成30年3月31日
- ⑩ 300万円
- ⑪ 大阪府知事
- ⑫ 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 株式会社大阪 代表取締役 大阪太郎

※⑦は「A 変更登録を受けた場合」、⑨は「C 旅行業協会の保証社員となった場合」に記入する項目であるため、「B 登録の抹消があった場合」には記入しません。

※⑫については、旅行業登録と異なる場合があります。（登録抹消後に本社住所や代表者が変更になっている、肩書が代表清算人になっている、等）